

岡山商科大学法経学部創設記念論集

現代経済学の 諸相

岡山商科大学法経学部
創設記念論集編集委員会

中央経済社

岡山商科大学法経学部創設記念論集

現代経済学の諸相

岡山商科大学法経学部
創設記念論集編集委員会

中央経済社

岡山商科大学法経学部創設記念論集
現代経済学の諸相

平成6年6月15日 初版発行

編 者 岡山商科大学法経学部
創設記念論集編集委員会
発行者 山 本 時 男
発行所 (株) 中 央 経 済 社
〒101 東京都千代田区神田神保町1-31-2
電話 03(3293) 3 3 7 1 (編集部)
03(3293) 3 3 8 1 (営業部)
振替口座・東京0-8432
印刷／三栄印刷
製本／美行製本

©1994

Printed in Japan

※頁の「欠落」や「順序違い」などがありましたらお取り替えいたしますので小社営業部までご送付ください。(送料小社負担)

ISBN4-502-61973-6 C3033

法経学部創設記念論集刊行にあたって

法学および経済学双方の知識をベースに、学際的な立場から複雑多岐にわたる社会事象を適確に分析し、問題を把握し、解決の方策を探ることのできる有能な人材の育成を願って創設された法経学部も、早くもこの春には4年目の完成年度を迎えるにいたりました。

また、本年は創立30周年を迎える年にあたり、すでに刊行されております、本学部法学科スタッフによる創立記念論集『現代法学の諸相』（平成4年11月）に加えて、この良き年に、本学部経済学科スタッフによる創立記念論集『現代経済学の諸相』を刊行できますことは、この上ない慶びとするところです。

本書は歴史編（3論文）、理論編（4論文）、現実編（4論文）の3部より構成されております。第Ⅰ部の歴史編には、イギリスの初期資本主義を分析した第1章（英国における浮浪の抑止の変遷と資本主義国家の生成発展）、19世紀末のドイツ企業家の企業設立の動機を明らかにした第2章（19世紀末のドイツにおける企業者精神の適応と陶冶）、第1次大戦と第2次大戦との間の我が国の近畿近郊農家の兼業と自家労働評価意識の形成について数量的に検討した第3章（1926～37年における近畿近郊農村地域の農家兼業と労働市場）が収められております。

次の第Ⅱ部、理論編には、A.スミスと同時代人であるJ.ステュアートの利子学説を現代的な視点から再検討した第4章（J.ステュアートの利子論と利子政策論）、静学的な視点から主要な国民所得の分配理論を整理した第5章（マクロ分配理論の基本的モデル）、経済動学を確立したR.F.ハロッドの理論の発展過程を一次資料をも駆使して解明した第6章（ハロッドの経済動学体系の発展過程）、国際取引における一つの新しい仮説を示した第7章（取引コストと媒介通貨）が載せられております。

2 法経学部創設記念論集刊行にあたって

最後の第Ⅲ部、現実編には、発展途上国間における所得格差を実証的に分析した第8章（アジア地域の所得分配不平等の展開）、間接税である付加価値税の効果を2側面について明らかにした第9章（付加価値税の経済および政府収入におよぼす効果）、ウルグアイ・ラウンドで合意された米の自由化を正面から取り上げ、日本農業の将来を検討した第10章（米の輸入自由化問題と日本農業）、経済発展とともに結び付きを強めているアジア諸国の現状を分析し、将来の方向を示そうとした第11章（アジアにおける「経済圏」形成と地域統合理論）がおかれております。

このように、本書では多様な側面から経済に関する諸問題が取り扱われており、本書が現代社会の抱える問題の解明と政策の一助に供することができれば、望外の喜びであります。

法経学部はいよいよこれから「離陸」いたします。本学部創設の趣旨にそって、法経学部のスタッフ一同は、より一層研鑽を積み、研究と教育、さらには社会的貢献など、我々に課せられた責任を全ういたしたく、決意を新たにいたしております。

平成6年2月

法経学部長 井 尻 昭 夫

目 次

第Ⅰ部 歴 史 編

第1章 英国における浮浪の抑止の変遷と 資本主義国家の生成発展 ————— 3

- 1 はじめに 3
- 2 絶対主義の時代 4
- 3 イギリス革命と産業革命の時代 8
- 4 福祉国家前史の浮浪対策 16
- 5 むすび 20

第2章 19世紀末のドイツにおける企業者精神の 適応と陶冶 ————— 23

- 1 問題の所在 23
- 2 W & P 社の設立と展開 26
 - (1) 出自とライヘンバウ時代まで 26
 - (2) プフライデラーの活動開始 28
 - (3) ヴェルナーのヘルマン・プフライデラー社参加 30
 - (4) ヘルマン・ヴェルナー機械工場の設立 31
 - (5) ヴェルナー & プフライデラー社の設立 32

2 目 次

- 3 創立者としてのヘルマン・ヴェルナーの意識と行動 36
- 4 結びにかえて 42

第3章 1926～37年における近畿近郊農村地域の農家兼業と労働市場 ————— 47

- 1 問題の所在 47
- 2 個別集落の分析 51
 - (1) 滋賀県栗太郡下田上村黒津部落 52
 - (2) 和歌山県海草郡川永村大字川辺部落 57
 - (3) 和歌山県伊都郡紀見村大字慶賀野部落 62
- 3 おわりに——農業労働の自家評価に関連して 68

第Ⅱ部 理 論 編

第4章 J. スチュアートの利子論と利子政策論 ————— 75

- 1 はじめに 75
- 2 理論の前提 76
 - (1) 貨幣の定義 76
 - (2) 利子の定義と役割 76
- 3 利子率決定論 78
 - (1) 理論のフレームワーク 78
 - (2) 利子率決定のメカニズム 81
- 4 利子政策論 84
 - (1) 政策上の諸原則 84

(2) 利子政策論 85

5 むすび 92

第5章 マクロ分配理論の基本的モデル ————— 97

はじめに 97

1 剰余原理 97

2 限界生産力説 100

3 分配の独占度理論 103

4 ケインズ派の分配理論 104

まとめにかえて 106

第6章 ハロッドの経済動学体系の発展過程 ————— 109

1 はじめに 109

2 ハロッドの経済動学発展の萌芽的段階 109

(1) 「発展している社会における信用の膨張」(1934)
の概要 110

(2) 論文の特徴 110

(3) 論 争 110

3 『景気循環論』(1936)における経済動学 111

(1) 概 要 111

(2) 経済動学の概念 111

(3) 動学的均衡概念 111

(4) リレーション 112

(5) 3つの動学的決定要因 112

- 4 「動学理論における一論」(1939) と
経済動学の体系化 112
 - (1) ケインズとハロッドとの間の往復書簡 112
 - (2) 論文の目的 113
 - (3) 論文で取り扱った主要な問題 113
 - (4) 論文の構成 113
 - (5) 成長率概念と方程式 114
 - (6) 問題点 115
- 5 『動学的経済学序説』(1948) と
経済動学体系の拡充 115
 - (1) 書物の概要 115
 - (2) 取り扱った主要な問題 115
 - (3) 書物の構成 116
 - (4) 基本方程式 116
 - (5) その後『経済動学』(1973) に至るまでの
ハロッドの諸文献における基本方程式の変遷 117
- 6 ケインズ経済学の動学化におけるハロッドと
J.ロビンソン 117
 - (1) エコノミック・ジャーナル誌上における論争 117
 - (2) 『ロイ・ハロッド文書』の利用 118
 - (3) ケインズ経済学の動学化におけるハロッドとJ.ロビンソン
との比較 118
- 7 『経済動学』(1973) における
経済動学体系の整備 119
 - (1) 書物の背景 119

- (2) 取り扱った主要な問題 120
- (3) 書物の構成 120
- (4) 基本方程式 120
- (5) 『動学的経済学序説』(1948) との比較 121
- 8 むすび 122
 - (1) ハロッドの功績 122
 - (2) ハロッドの経済動学の特徴 122
 - (3) 残された問題 123

第7章 取引コストと媒介通貨 ————— 129

- 1 はじめに 129
- 2 探索コストと媒介通貨 132
- 3 オー・モデル 138
- 4 ビッド・アスク・スプレッドと媒介通貨 143
- 5 むすび 146

第Ⅲ部 現 実 編

第8章 アジア地域の所得分布不平等の展開 ————— 155

- 1 はじめに 155
- 2 国際的な所得不平等と
地域的な所得不平等の動き 156
 - (1) 人口, 1人当たり所得および所得シェア 157
 - (2) 所得不平等の尺度と計測 158
- 3 アジア地域の所得不平等 162

- (1) インドとインドを除くアジア間の所得不平等 163
- (2) 東・東南アジア, 南アジア, 西アジア間の所得不平等 165
- 4 アジア地域における相対的な所得(経済)発展の描写 172
- 5 おわりに 175

第9章 付加価値税の経済および政府収入におよぼす効果 ————— 183

- 1 はじめに 183
- 2 付加価値税の資源配分効果 184
 - (1) 財・サービス間の選択 184
 - (2) 生産方法の選択 185
 - (3) 消費と貯蓄の間の選択 185
- 3 付加価値税の分配効果 186
 - (1) 付加価値税の帰着 186
 - (2) シミュレーション・実証分析 187
- 4 付加価値税の価格効果 195
- 5 付加価値税の国際収支効果 198
- 6 付加価値税の収入効果 200
- 7 むすび 204

第10章 米の輸入自由化問題と日本農業 ————— 211

- 1 ウルグアイ・ラウンドと農業問題 211
 - (1) ウルグアイ・ラウンドの性格と背景 211

- (2) ドンケル包括合意提案 213
- (3) 今後の農業の課題 217
- 2 日本農業の対応 220
 - (1) 農業の新政策 220
 - (2) 規模拡大の現状と動向 223
 - (3) 農地の利用権集積 224
 - (4) 規模拡大と米の生産費 225
 - (5) 水田農業技術開発の方向 232
- 3 むすび 234

第11章 アジアにおける「経済圏」形成と 地域統合理論

237

- 1 はじめに 237
- 2 アジアにおける「局地経済圏」,
「地域経済圏」形成 238
 - (1) 「経済圏」の内容と実態 238
 - (2) 「経済圏」形成の要因と特徴 247
- 3 アジアにおける地域経済統合
としてのASEAN 249
 - (1) ASEANの地域統合計画 249
 - (2) ASEANの域内貿易 251
- 4 地域経済統合と局地経済圏 253
- 5 地域経済統合理論と現実 254
- 6 おわりに 257

第 I 部

歷 史 編

第 1 章

英国における浮浪の抑止の変遷と 資本主義国家の生成発展

1 はじめに

この論文の目的は、英国における浮浪の抑止政策の歴史的変遷と英国資本主義国家の生成発展史との関係を明らかにすることである。絶対主義時代には、絶対主義時代特有の、市民革命後から産業資本主義確立期にいたるまでのいわゆる「地方の時代」には、その時代特有の、英国自由主義が開花した時代には、その時代特有の、帝国主義時代には、帝国主義時代特有の浮浪政策が存在していたと考えられる。

浮浪の発生が資本主義の発現と無関係でありえないことは、周知のとおりであるが、社会進歩は、どのような社会にあっても不適応者を生むものである。不適応者のなかで、どのような特色を有するかによって国家が浮浪者と判断し、浮浪者というレッテルを貼るかによって、国家の浮浪政策が開始されるのである。

社会変動は政権の基盤を脅かすが、支配者は社会変動に応じた政権維持構造（支配構造）の修正によって、支配を維持し続けることができるのである。たとえば、技術変動は多くの優秀な技術者と労働者を選別し、優遇するが、生産の場において技術革新にフォローできず、労働の場から追われる労働者をも生み出すものである。

しかしながら、現代の社会にあって、不適応労働者を国家はそのまま放置することはありえない。彼らの数が増大すればするほど、政府は彼らの存在に無

関心ではいられなくなるのである。その理由は誠に明白である。彼らの政治的人格の承認(選挙権の行使)が国政に重大な影響を及ぼしかねないからである。国家・社会の発展に貢献したかどうかは、決して問われることなく、現代の国家は彼らを救済するしかないのである。国外追放という処置はありえず、労役場収容という処置も行使されないのである。

かつて、社会的不適応者の典型であった浮浪者が、現代の資本主義国家の処遇と決して同一であったわけではない。定住の地から離れる浮浪は社会秩序を脅かす大要因であるが、その浮浪を抑止するため、絶対主義の時代にあつて浮浪者に鞭を振ったとしても、それを「残虐」として簡単に片付けてしまうことは科学的な態度とは言えないであろう。

現代のエートスによって過去の事実を「好悪」の感情で裁いたとすれば、「救貧法一般」はすべて悪と判断されかねないであろう。「英国救貧法」を残酷立法の一言で片付けてしまうのはその歴史的意義について充分考察した後でも決して遅くはない。重要なのは、どうして救貧法・浮浪法が存在したか、その存在は歴史的発展にとってどのような意味があったかであつて、研究において、好悪の対象とする課題ではないのである。

筆者は、浮浪法の出現を社会経済の発展に適合するための社会秩序維持の手段として把握している。本章で扱われる時期は、14世紀から20世紀中葉の社会行政分野の地方行政制度が中央集権的に完備された福祉国家時代の幕明けの頃までである。

2 絶対主義の時代

浮浪法の施行開始はどの時期に求めることができるであろうか。すでに、10世紀の終わり頃、法令全書は浮浪に対する措置を規定していた。この時期においては、貨幣経済が徐々に農村地域に浸透し、小作農は自由を求めて逃亡しようとしていた時期でもある¹⁾。自由の希求と個人主義の発生は、表裏一体であるが、定住地である荘園からの逃亡は、生活手段をもたない逃亡者にとって、

それは浮浪を意味するしかないのである。

資本主義社会は自由を与えるが、同時に個人責任の原則を強要する。絶対主義の時代にあって、浮浪は土地を媒介とする封建関係への挑戦であり、放置すれば絶対王政の危機となることは必至である。では、耕作に従事したくない小作農をつなぎとめるにはどうしたらよいのであろうか。生活の向上に目覚めた彼らを定住地に拘束する方法として考え出されたのが役務契約という新たな主従の関係を規定する様式であった。この関係を絶対王政の維持にとってより効果的に資するよう制定されたのが労働者法令であった。

14世紀に始まった囲い込み運動は、農村構造と農村における生産関係を大きく変容させ、慣習小作農の経済状況は悪化の一途を辿ったのである²⁾。社会調和が徐々に崩れ始めているのを絶対王政は認識せざるをえなかった。安定は絶対王政の維持にとって極めて重要な要因である。社会変動は好ましくない現象であると同時に、支配者にとっては放置できる現象ではない。浮浪を可能とする条件の1つに施与が考えられる。施与によって浮浪者は生計の資を得ることができるからである。

それゆえ、考え出されたのが有能貧民(徘徊者)への施与の禁止措置であった。エドワード3世治世23年法第7号(1349年)がそれである³⁾。同じく、エドワード3世治世25年法第7号は、すべての人々が各教区から放浪することを禁じ、加えて、何人によらず有能貧民(徘徊者)への施与を禁止しているのである。その理由は有能貧民(徘徊者)が労働を拒否し、怠惰となり、悪徳を行うからである。それゆえ、欠乏させていれば、生計のために働かざるをえないと考えられたのであった⁴⁾。この法は、まさに社会的安定を要求している。労働者が就労場所から逃亡したとすれば、その時代にあっては現代の先進国家では刑の種類に含まれていない刑罰が待っていた。不信の印として額にFの字が焼きつけられたのである⁵⁾。

労働者が就労の意志を有するかどうかは問題ではなく、彼らはひたすらペスト流行以前の賃金率で各教区において就労しなければならなかったのである。経済的人格が全く承認されていなかったと言える。